

宇治市事業者おうえん給付金

【申請受付要項】

【受付期間】 令和2年5月7日（木）から同年6月15日（月）まで

【受付方法】 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**郵送**による申請書類の提出を原則とします。申請書類は次の宛先に郵送してください。（令和2年6月15日（月）までの消印有効です。）

（宛先）〒611-8501 宇治市宇治琵琶33 宇治市役所産業振興課
宇治市事業者おうえん給付金 申請受付

※切手を貼付の上、封筒裏面には差出人の住所及び氏名を記載してください。

※郵便事故防止のため、簡易書留等の必ず配達記録が残る方法での郵送をおすすめします。（配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねます。）

なお、宇治市産業会館（宇治市宇治琵琶45-13）1階に設置する専用ボックスに投函することにより申請書類を提出することができます。封筒に、「宇治市事業者おうえん給付金申請書類在中」と必ず明記してください。

（開庁時間は、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）となります。令和2年6月15日（月）の午後5時までに投函してください。）

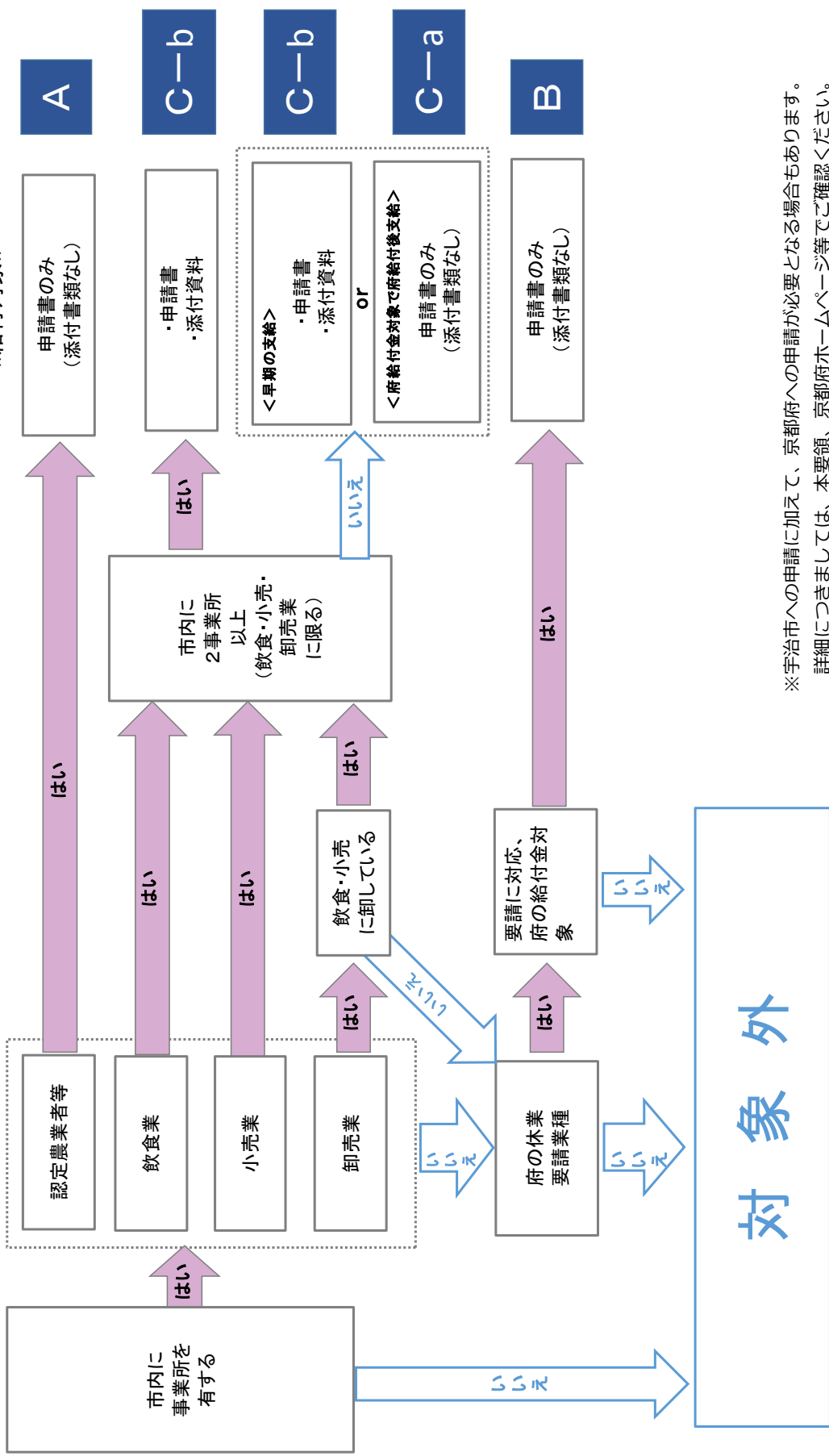
【その他】 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。ご不明な点は下記までお問い合わせください。（申請受付開始当初は電話が大変込み合うことが予想されます。あらかじめご了承ください。）

（問合先）宇治市産業振興課

（電話）0774-39-9621

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

【宇治市事業者おうえん給付金 対象者確認図】



※宇治市への申請に加えて、京都府への申請が必要となる場合もあります。詳細につきましては、本要領、京都府ホームページ等でご確認ください。

宇治市事業者おうえん給付金には、次の2つのメニューがあります。

- 【1】宇治市の独自制度で、宇治市内の飲食業・小売業・卸売業の事業者及び認定農業者等の方を対象にした給付金
- 【2】京都府の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置」により、施設の休止及び営業時間短縮の要請等を受け、施設の休止等に協力いただいた宇治市内の事業者の方に対し、京都府から『京都府休業要請対象事業者支援給付金（以下「京都府給付金」という。）』が給付される場合において、当該事業者の方に宇治市から給付する給付金
- ※京都府給付金については、京都府への申請が別途必要となります。京都府給付金の詳細は、京都府ホームページ等でご確認ください。

< 宇治市事業者おうえん給付金の申請手続きの流れ（概要） >

手続きの流れは、上記【1】【2】のいずれに該当するかにより、次の3区分になります。

<p>A</p>	<p>【1】に該当し、【2】には該当しない方の手続き方法</p> <p>→ 本要項の5ページから9ページの内容をご覧ください。</p>	<p>飲食業・小売業・卸売業(通常営業店)</p>
<p>B</p>	<p>【1】には該当せず、【2】に該当する方の手続き方法</p> <p>→ 本要項の10ページから12ページの内容をご覧ください。</p> <p>※京都府給付金については、京都府への申請が別途必要となります。</p> <p>京都府給付金の詳細は、京都府ホームページ等でご確認ください。</p>	<p>京都府の要請等を受け施設休止等に協力いただいた方(飲食・小売・卸売以外)</p>

【1】と【2】のどちらにも該当される事業者の方（例、京都府からの要請を受け営業時間短縮に協力いただいた飲食店の方）

<p>C-a</p>	<p><u>京都府給付金を申請された後に、宇治市事業者おうえん給付金に申請される場合</u></p> <p>→ 本要項の10ページから12ページの内容をご覧ください。 ※京都府給付金については、京都府への申請が別途必要となります。 京都府給付金の詳細は、京都府ホームページ等でご確認ください。</p>
<p>C-b</p>	<p><u>宇治市事業者おうえん給付金を申請された後に、京都府給付金を申請される場合</u></p> <p>→ 本要項の5ページから9ページの内容をご覧ください。 ※京都府給付金については、京都府への申請が別途必要となります。 京都府給付金の詳細は、京都府ホームページ等でご確認ください。</p>

※上記C-aの方法とC-bの方法について

	市への提出が必要な申請書類・添付書類について	手続きの流れ等
C-a	「 <u>申請書兼請求書</u> 」のみ	宇治市は、 <u>京都府から審査結果等について連絡を受けた後に</u> 、宇治市への申請に対する内容確認等を行い、内容が適正と認められたときは支給を決定します。
C-b	「 <u>申請書兼請求書</u> 」のほか、 <u>口座振替依頼書、添付書類（確定申告書写し、施設の写真等）</u>	宇治市は、 <u>京都府からの審査結果等の連絡を待つことなく</u> 、宇治市への申請に対する内容確認等を行い、内容が適正と認められたときは支給を決定します。

A**C-b**

このページから9ページまでは、次の方について申請手続きを説明しています。

- 宇治市内の飲食業・小売業・卸売業の事業者及び認定農業者等の方（京都府から施設の休止等の要請を受けられていない方）
- 京都府からの要請等を受け、施設の休止等に協力いただいた事業者（飲食業・小売業・卸売業）の方で、宇治市事業者おうえん給付金を申請された後に、京都府に京都府給付金を申請される場合

1. 宇治市事業者おうえん給付金の概要

(1) 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の感染防止拡大のため、全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、外出自粛が要請されており、宇治市内においても“人の流れ”が止まっている状況にあります。そのような中、市内の事業者、特に不特定多数の人が来店し、食事等を提供する事業者（飲食業）や対面で物品等の販売を行う事業者（小売業）、その事業者に飲食料品や物品等を販売している事業者（卸売業）がすでに大きな影響を受けておられます。

また、飲食業、小売業、卸売業は宇治市の観光関連の基幹産業であり、また宇治茶等の特産物は市民の皆さんにとっても身近で、重要な産業であるため、可及的速やかに支援する必要があるものと考え、実店舗において一般消費者等を対象に商取引を行う飲食業・小売業・卸売業の皆様、そして認定農業者等の皆様を対象に「宇治市事業者おうえん給付金」（以下「おうえん金」という）を支給いたします。

(2) 支給額

中小企業・団体20万円、個人事業主10万円

※市内に、一般消費者等を対象に商取引を行う複数の事業所（店舗、施設等）がある場合は、倍額を上限(中小企業・団体40万円、個人事業主20万円))

2. 申請要件

(1) おうえん金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方（以下「申請者」といいます。）です。

①宇治市内において、飲食業、小売業（無店舗小売業を除く）、卸売業の事業所を有する中小企業・団体、個人事業主及び宇治市内の認定農業者等。

なお、主たる業種については、原則として、各店舗・施設についての直近期末1年間（創業後1年に満たない場合は、創業から令和2年5月6日（水）まで）の売上の割合で判断します。

※宇治市内で自ら製造した飲食料品を、宇治市内の自社の実店舗で直接、個人等に販売する場合は、小売業となります。

※宇治市内に実店舗を持たないで、商品等を販売されるネットショップなどの無店舗小売業は、おうえん金の対象外となります。

②おうえん金の申請受付を開始する以前（令和2年5月7日（木）以前）に開業し、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営している方

③宇治市内において事業を継続する意思のある方

④代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、宇治市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者

⑤上記の暴力団員等が、経営に事実上参画していない者

<中小企業・団体の範囲>

○中小企業

会社種別	業種	要件
株式会社、合名会社、 合資会社、合同会社、 特例有限会社	小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 又は 常時使用する従業員の数が50人以下
	飲食業	
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合		

※飲食業は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Mのうち、中分類の「飲食店」に該当するものをいいます。

※小売業は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Iのうち、中分類の「小売業」に該当するものをいいます。ただし、中分類のうち「無店舗小売業」は除きます。

※卸売業は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Iのうち、中分類の「卸売業」に該当する事業所のうち、飲食店、小売店等に商品を販売している事業所をいいます。

○団体

団体種別	要件
一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農事組合法人、社会福祉法人、NPO法人等	常時使用する従業員の数が100人以下

<認定農業者等の範囲>

- 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（農業経営が農業生産の相当部分を担うよう農業者の経営管理の合理化と農業基盤経営の強化・促進（農用地の利用集積）を目的とした法）に基づき、「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者）
- 京力農場プランの「地域の中核的担い手」
- 認定新規就農者

3. 申請手続き等

(1) 申請書類

①次の申請書類を提出してください。

「宇治市事業者おうえん給付金交付申請書兼請求書」（様式1）

「宇治市事業者おうえん給付金口座振替依頼書」（様式2）

※おうえん金の申請に必要な書類等の入手方法

○産業振興課のホームページ「宇治NEXT（産業振興サイト）」に掲載しています。

（URL）<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/ujinext/>

○宇治市産業会館1階（所在地：宇治市宇治琵琶45-13）に配架しています。

②上記申請書類のほか、次の添付書類を提出してください（認定農業者等の方は、提出不要）。

○「直近の確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）」

・法人の方は、「確定申告書別表一」（1枚）の控えと法人事業概況説明書（説明書の1枚目と2枚目の計2枚）の控えを提出してください。

・個人事業主の方は、「確定申告書別表一」（1枚）の控えを提出してください。

なお、創業後、決算期や申告時期を迎えていない事業者の方は、確定申告書の代わりに次の書類を提出してください。

- ・法人の方は、法人設立設置届出書（税務署の受付印があるもの）
- ・個人事業主の方は、個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるもの）

○直近の月締め帳簿など営業実態が分かる資料

○「施設の外観（社名や店舗名入り）の写真、パンフレット等」

○販売品の写真など販売品の内容がわかるもの（※小売業の方のみご提出ください）

○卸売品（取扱商品）の写真など卸売品の内容がわかるもの（※卸売業の方のみご提出ください）

○「業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し」（例：飲食店営業許可証）

○「本人確認書類の写し（運転免許証（法人は法人代表者のもの）、パスポート、保険証、マイナンバーカード等をいずれか一つ）」

※マイナンバーカードの写しをご提出いただく場合は、専用ケースに入れた状態で、おもて面だけコピーしてください。

③その他

- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合があります。
- ・申請書類の返却はいたしかねます。

(2) 申請受付期間及び受付方法

①申請受付期間

令和2年5月7日（木）から同年6月15日（月）まで

②申請受付方法

○新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、窓口での接触機会の低減を図るため、郵送による申請を原則とします。

(宛先) 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33 宇治市役所産業振興課

宇治市事業者おうえん給付金 申請受付（令和2年6月15日（月）の消印有効）

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を記載してください。

※郵便事故防止のため、簡易書留等の必ず配達記録が残る方法での郵送をおすすめします。（配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねます。）

○宇治市産業会館（宇治市宇治琵琶45-13）1階に設置する専用ボックスに投函することにより申請書類を提出することができます。封筒に「宇治市事業者おうえん給付金申請書類在中」と必ず明記してください。（開庁時間は、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）となります。令和2年6月15日（月）の午後5時までに投函してください。）

（3）支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合、おうえん金を支給します（支給開始は5月中旬以降を予定しています）。

（4）通知等

①申請書類の審査の結果、おうえん金の支給を決定したときは、早期に、おうえん金の支給を行うため、申請者が指定された振込口座への入金をもって、支給に関する決定をしたものとみなします。

②一方、申請書類の審査の結果、おうえん金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

4. その他

（1）京都府からの要請等を受け、施設の休止等に協力いただいた事業者の方については、京都府への「京都府給付金」の申請が別途必要となります。

※京都府給付金の詳細は、京都府ホームページ等でご確認ください。

※京都府からの「施設の休止及び営業時間の短縮の要請や協力依頼の対象となる施設」は、京都府ホームページでご確認ください。

（2）おうえん金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や申請書類の不正その他申請要件を満たさないことが発覚した場合は、宇治市は、おうえん金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は宇治市におうえん金を返金していただくこととなりますのでご注意ください。

B**C-a**

このページから12ページまでは、次の方について申請手続きを説明しています。

- 京都府からの要請等を受け、施設の休止等に協力いただいた事業者の方（飲食業・小売業・卸売業を除く）
- 京都府からの要請等を受け、施設の休止等に協力いただいた事業者（飲食業・小売業・卸売業）の方で、京都府に京都府給付金の申請をされた後に、宇治市事業者おうえん給付金を申請される方

1. 宇治市事業者おうえん給付金（京都府休業要請対象事業者支援給付金）の概要

（1）趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置」が令和2年4月17日に公表され、施設の休止及び営業時間の短縮の要請や協力依頼が行われました。

施設の休止及び営業時間の短縮の要請や協力依頼の対象となる施設を運営されている方で、要請等に協力いただいた中小企業・団体及び個人事業主の皆様に対して、「京都府休業要請対象事業者支援給付金（以下「京都府給付金」という）」が支給されるのに合わせて、「宇治市事業者おうえん給付金」（以下「おうえん金」という）を支給するものです。

（2）おうえん金の支給額

中小企業・団体20万円、個人事業主10万円

※飲食業・小売業・卸売業の方で、宇治市内に、一般消費者等を対象に商取引を行う複数の事業所（店舗、施設等）がある場合は、倍額を上限(中小企業・団体40万円、個人事業主20万円)

2. 申請要件

京都府給付金の支給要件を満たす方

※京都府給付金については、京都府への申請が別途必要となります。京都府給付金の詳細は、京都府ホームページ等でご確認ください。

3. 申請手続き等

(1) 京都府への「京都府給付金」の申請手続き

京都府ホームページ等で申請要件・方法等をご確認いただき、京都府給付金の申請を行ってください。

(2) 宇治市への「おうえん金」の申請手続き

① 次の申請書類を提出してください。

「宇治市事業者おうえん給付金交付申請書兼請求書」（様式1）

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

※申請書類の返却はいたしかねます。

② 申請受付期間

令和2年5月7日（木）から同年6月15日（月）まで

③ 受付方法

○新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、窓口での接触機会の低減を図るため、郵送による申請を原則とします。

（宛先）〒611-8501 宇治市宇治琵琶33 宇治市役所産業振興課

宇治市事業者おうえん給付金 申請受付（6月15日（月）の消印有効）

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を記載してください。

※郵便事故防止のため、簡易書留等の必ず配達記録が残る方法での郵送をおすすめします。（配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねます。）

○宇治市産業会館（宇治市宇治琵琶45-13）1階に設置する専用ボックスに投函することにより申請書類を提出することができます。封筒に「宇治市事業者おうえん給付金申請書類在中」と必ず明記してください。（開庁時間は、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）となります。令和2年6月15日（月）の午後5時までに投函してください。）

④支給の決定

宇治市は、京都府から京都府給付金についての審査結果等について連絡を受けた後に、宇治市への申請に対する内容確認等を行い、内容が適正と認められたときは支給を決定します。

⑤通知等

申請書類の審査の結果、おうえん金の支給が決定をしたときは、早期におうえん金の支給を行うため、申請者に指定いただいた振込口座への入金をもって、支給に関する決定をしたものとみなします。

一方、申請書類の審査の結果、おうえん金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

4. その他

(1) 京都府からの要請等を受け、施設の休止等に協力いただいた事業者の方については、京都府への「京都府給付金」の申請が別途必要となります。

※京都府給付金の詳細は、京都府ホームページ等でご確認ください。

(2) おうえん金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や申請書類の不正その他申請要件を満たさないことが発覚した場合は、宇治市は、おうえん金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は宇治市におうえん金を返金していただくこととなりますのでご注意ください。